

ケフィアグループ被害等の脱法預託商法に関する意見書

令和4（2022）年7月21日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

若 宮 健 嗣 殿

消費者庁

長官 新 井 ゆ た か 殿

内閣府 消費者委員会

委員長 後 藤 卷 則 殿

ケフィアグループ被害対策弁護団

団 長 弁 護 士 紀 藤 正 樹

副 団 長 弁 護 士 島 幸 明

事務局長 弁 護 士 荻 上 守 生

連絡先 東京都千代田区麴町4-7

麴町パークサイドビル3階

リンク総合法律事務所

電 話 03-3515-6681

FAX 03-3515-6682

連絡担当

事務局次長 弁 護 士 今 泉 将 史

当弁護団は、株式会社ケフィア事業振興会（以下、関連会社を含め「ケフィアグループ」といいます。）の被害、すなわち「干し柿」などの買戻代金を支払う等の約束の下、買戻特約付売買契約あるいは金銭消費貸借契約の形式で、多額の金銭を出資させたにもかかわらず買戻代金等の支払をしなかったことにより、平成30年6月以降、極めて多数の相談が寄せられる事態となったため、ケフィアグループの被害者を救済するために結成された弁護団です。

ケフィアグループの被害は、被害者数約3万人、被害規模も1000億円以上にもものぼるきわめて悪質な事件であり、既に9名が詐欺ないし出資法違反で起訴されて有罪となっています。

さて当弁護団は、特定商品等の預託等取引に関する法律（以下「預託法」といいます。）の改正に関し、令和2年1月21日付け、翌令和3年1月21日付け、さらに法案提出段階の令和3年4月8日付けで、計3通の意見書を提出してきたところですが、今般本年6月1日に改正預託法が施行される際に、消費者庁が作成し公表したちらしを拝見しますと、事例として「豊田商事事件（金地金）」、「安愚楽牧場事件（和牛）」及び「ジャパンライフ事件（磁気治療機器）」の例示がなされているだけで、1000億円以上の巨額な被害を生み出したケフィアグループによる被害は掲載されておらず、当弁護団が、かねてから懸念していた預託法の脱法商法であるケフィアグループによる被害への対策が不十分なのではないかとの懸念が改めて惹起される事態が生じています。

そこで改めて、当弁護団として貴庁に対し、次の要望を致します。

記

- 1 参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会令和3年6月4日付け附帯決議9項にあるとおり、関係省庁は、預託法と金融商品取引法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律との間に隙間が生じないように連携して対応する必要があるところ、特にケフィアグループによる被害に関連しては、国会審議で消費者庁が繰り返し答弁したとおり、一定期間の預託があるかどうかについて、個別の事案に応じ、その実態を十分に精査した上で、適切に事実認定をする必要があります（例えば第204回衆議院消費者問題に関する特別委員会、令和3年4月27日、大西健介議員との応答）。したがって、上記の運用について、関係各所に具体的に周知徹底すること。

- 2 同決議10項にあるとおり、ケフィアグループによる被害に関しても、同商法が明らかな預託法の脱法商法である以上、「関係省庁が連携して預託等取引業者の不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときは、速やかに既に生じた被害救済及び被害防止のための措置」を講じること。
- 3 同決議10項に「預託等取引による被害拡大及び被害防止のための方策を具体的に検討し、本法施行後五年を目途として、本法の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること」とあるとおり、5年以内に、ケフィアグループによる被害のような脱法商法に関する本法の実効性について具体的な検証を確実に実行し、必要な改正案を検討すること。
- 4 同決議11項に「加害者の不当な収益をはく奪し被害者を救済する制度、行政庁及び特定適格消費者団体による破産申立制度並びに行政庁による解散命令制度の創設や、過去の被害事案の救済のための措置について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて、必要な検討を行うこと」とあるとおり、これらの点について必要な検討を、早急に行い、検討結果について公表すること。
- 5 上記3項・4項の検討にあたっては、預託法の脱法商法であるケフィアグループによる被害救済を目的とする当弁護団の意見を聞く機会を設けること。

同封書類

- 1 令和2年1月21日付け「預託法見直しに関する意見書」
- 2 令和3年1月21日付け「預託法見直しに関する意見書（2）」
- 3 令和3年4月8日付け「意見書」
- 4 消費者庁作成のちらし

以上